

令和4年度 第2回 四街道市市民参加推進評価委員会 次第

日 時：令和4年1月11日（金）

16:00から

場 所：市役所新館5階第1会議室

1. 開会
2. 委嘱状交付
3. 部長挨拶
4. 委員紹介
5. 委員長挨拶
6. 質問
7. 会議録の作成について
8. 傍聴人の確認、及び傍聴人への資料配布について
9. 議題

議題（1）令和4年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
1	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 保育課

議題（2）令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
2	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定	健康こども部 子育て支援課
3	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定	環境経済部 クリーンセンター
4	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定	都市部 建築課
5	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定	上下水道部 経営業務課

議題（3）令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価

資料No.	行政活動の名称	担当課
6	四街道市総合計画の策定	経営企画部 政策推進課
7	第9次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和6年度～令和10年度）	経営企画部 財政課
8	四街道市犯罪被害者等支援条例の制定	総務部 自治振興課

議題（4）その他



# 令和4年度第2回四街道市市民参加推進評価委員会 資料

## 議題（1） 令和4年度 市民参加手続の対象とした行政活動の手続の評価

### 資料No.1 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定

実施状況シート【総括表】 .....	1
実施状況シート1【意見提出手続】 .....	3
実施公告 .....	4
実施公告（訂正） .....	7
実施広報（ホームページ） .....	8
〃（市政だより） .....	10
実施結果公告 .....	11
実施結果広報（ホームページ） .....	12

## 議題（2） 令和4年度 市民参加手続の対象としなかった行政活動の手続の評価

### 資料No.2 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

実施状況シート【適用除外】 .....	15
適用除外公告 .....	16
適用除外広報（ホームページ） .....	17

### 資料No.3 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

実施状況シート【適用除外】 .....	19
実施予定シート【適用除外】 .....	20
適用除外公告 .....	21
適用除外広報（ホームページ） .....	22

### 資料No.4 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート【適用除外】 .....	23
実施予定シート【適用除外】 .....	24
適用除外公告 .....	25
適用除外広報（ホームページ） .....	26

### 資料No.5 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

実施状況シート【適用除外】 .....	27
適用除外公告 .....	28
適用除外広報（ホームページ） .....	29

**議題（3）令和4年度 市民参加手続の実施予定（追加）の評価**

**資料No. 6 四街道市総合計画の策定**

実施予定シート（変更後） .....	31
【参考】実施予定シート（変更前） .....	33

**資料No. 7 第9次四街道市行財政改革推進計画の策定（令和6年度～令和10年度）**

実施予定シート .....	35
---------------	----

**資料No. 8 四街道市犯罪被害者等支援条例の制定**

実施予定シート .....	37
---------------	----

## 市民参加手続実施状況シート（総括表）

【担当課・係名】健康こども部保育課 保育係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)					
名 称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定				
概 要	フルタイム共働きの増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込時における面接規定及び保育所等利用調整基準を改正するもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
計画等決定時期 *1	R4年8月25日制定	行政活動実施時期 *2	R4年8月25日公布 R4年9月1日施行	実施段階(PDCA)*3	P
*1…市民参加手続を経て、計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日) *2…計画等の決定を経て、行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日) *3…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)					
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)					
市民参加手続名称	方法名・会議名	周知時期 (公告日等)*1	実施時期	参加者数*2	結果公表時期 (公告日等)
意見提出手続 (第1号)	規則改正に係るパブリックコメント	R4年5月13日 R4年6月3日 (訂正)	R4年5月13日 ～R4年6月13日	0人 0件	R4年6月17日
意見交換会手続 (第2号)				人	
審議会等手続 (第3号)				人 ( )人	
市民会議手続 (第4号)				人	
その他の方法 (第5号)				人	
*1…市民会議手続:公募委員募集時期等 *2…意見提出手続:上段に提出者数、下段に件数、 審議会等手続:上段に傍聴者延べ数、下段に審議会等委員数(カッコ内に公募委員数)、その他の方法:サンプル数等					
規定(予定)の市民参加手続を実施しなかつた場合の理由					



## 実施状況シート1【意見提出手続】

【担当課・係名】 健康こども部保育課 保育係

行政活動の名称		四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定				
周知	計画等の案、資料の名称	四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案				
	公表日(公告日)・公告番号	R4年5月13日 公告第89号、R4年6月3日 公告第116号(訂正)				
実施	その他の周知方法	<input checked="" type="checkbox"/> 広報 R4年5月15日	<input checked="" type="checkbox"/> HP R4年5月13日	<input type="checkbox"/> 回覧 年月日		
		<input type="checkbox"/> その他( )				
	意見提出期間	R4年5月13日(金) ~ R4年6月13日(月)			32日間	
	期間短縮した場合の理由					
結果	意見提出者数	人	件	属性の傾向	特になし	
		団体				
	意見の取り扱い	意見の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 件	
		意見を反映した			件	
意見を反映しなかった			件			
その他(感想、案件以外の意見等)			件			
公表日(公告日)・公告番号	R4年6月17日 公告第132号					
その他の公表方法	<input type="checkbox"/> 広報 年月日 <input checked="" type="checkbox"/> HP R4年6月17日 <input type="checkbox"/> 回覧 年月日 <input type="checkbox"/> その他( )					

市民参加推進本部コメント		【Check欄】 ○…適切、△適切だが、留意、工夫を要する、×…適切に行われていない	
項目	Check	コメント	
条例、規則等に即した実施(期間、公表事項の遵守等)	○	適切である。	
周知(方法・内容のわかりやすさ、対象の適切さ)	○		
意見の取り扱い(反映状況の適切さ、結果公表のわかりやすさ)	○		

市民参加推進評価委員会コメント
-----------------

## 四街道市公告第89号

### 四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下、「条例」という。）第7条第1号の意見提出手続を行うため、条例第9条第1項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号。以下、「規則」という。）第3条の規定に基づき公告する。

令和4年5月13日

四街道市長 鈴木 陽介



#### 1 意見提出手続の対象

##### (1) 計画等の案の名称

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正案

##### (2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

#### 2 計画等の案の入手方法

健康こども部保育課の窓口（市役所本館1階）で配布するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。なお、窓口での配布は、土曜日、日曜日、祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

#### 3 意見の提出方法

意見書（様式は任意）に、(1)に掲げる事項を明記の上、意見提出期間内に、(2)のいずれかの方法により提出するものとする。

氏名、住所、連絡先等は、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用する。

また、提出意見は、日本語で記入するものとする。

なお、文書による提出が困難な場合には、(1)に掲げる事項を録音したテープにより意見を提出することができる。

##### (1) 意見書に記載しなければならない事項（規則第6条第1項）

ア 市内に住所を有する者

住所及び氏名、連絡先

イ 市内に事務所又は事業所を有する個人

住所及び氏名、事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先

- ウ 市内に事務所又は事業所を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、連絡先
- エ 市内の事務所又は事業所に勤務する者  
氏名及び事務所又は事業所の名称及び所在地、連絡先
- オ 市内の学校に在学する者  
氏名及び学校の名称及び所在地、連絡先
- カ 意見提出手続の対象に利害関係を有する個人  
住所及び氏名、利害関係を有する事項、連絡先
- キ 意見提出手続の対象に利害関係を有する法人その他の団体  
事務所又は事業所の名称、所在地及び代表者の氏名、利害関係を有する事項、連絡先

※ 連絡先：電話番号又は電子メールアドレス

#### (2) 意見書の提出方法（規則第6条第2項）

- ① 持参又は郵送する場合  
〒284-8555 四街道市鹿渡無番地  
健康こども部保育課あて
  - ② FAXを利用する場合  
FAX番号：043-424-2011  
健康こども部保育課あて
  - ③ 電子メールを利用する場合  
電子メールアドレス：yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp  
健康こども部保育課あて
- ※ メールに直接意見の内容を書き込むか、添付ファイル（ファイル形式は、テキストファイル又はマイクロソフトWordファイル。自己解凍形式のファイルは不可）として提出すること。  
なお、電子ファイルの受取可能最大容量は、3MBとなっているので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出すること。

#### 4 意見提出期間

令和4年5月13日（金）から6月13日（月）まで

※ 郵送の場合は、6月13日（月）までに必着。

持参の場合は、土、日曜日、及び祝日を除く8時30分～17時15分。

#### 5 意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

令和4年10月頃



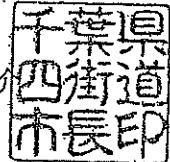
四街道市公告第116号

公告の訂正について

令和4年5月13日四街道市公告第89号の一部を次のように訂正する。

令和4年6月3日

四街道市長 鈴木 陽介



1 公告の題名

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施について

2 訂正する内容

意見の概要、意見に関する市の機関の考え方等の公表の予定時期

(訂正前) 令和4年10月頃

(訂正後) 令和4年6月下旬



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度の市民参加手続](#) >

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に係る意見の募集

## 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に係る意見の募集

更新：2022年6月3日

### 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に係るパブリックコメントの実施

フルタイム共働きの増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込の在り方を時代に即したものにするため、規則の一部を改正する予定です。  
つきましては、改正案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

#### 対象の行政活動

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定

#### 資料の閲覧・配布方法

- 1.窓口閲覧：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
- 2.四街道市ホームページ（以下からダウンロード）
  - ① [四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正について \(PDF: 53KB\)](#)
  - ② [\(改正案\) 四街道市保育所等における保育に関する規則 \(PDF: 122KB\)](#)
  - ③ [\(新旧対照表\) 四街道市保育所等における保育に関する規則 \(PDF: 145KB\)](#)
  - ④ [\(現行\) 四街道市保育所等における保育に関する規則 \(PDF: 147KB\)](#)

#### 今年度の市民参加手続

- ▶ [四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に係る意見の募集](#)

このページを見た人は  
こんなページも見ていました

- ▶ [令和2年度市民参加手続の実施状況](#)
- ▶ [令和3年度市民参加手続の実施予定一覧](#)
- ▶ [令和元年度市民参加手続の実施状況一覧](#)
- ▶ [令和元年度市民参加手続の実施予定一覧](#)
- ▶ [令和2年度市民参加手続の実施予定一覧](#)

情報が  
見つからないときは

#### 意見募集期間

令和4年5月13日（金曜）から6月13日（月曜）まで  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分（土曜、日曜、祝日を除く。）

#### 意見提出ができる人

- ・ 市内に住所を有する人（脚注1）
- ・ 市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 市内の事務所等に勤務する人
- ・ 市内の学校に勤務する人
- ・ 対象の行政活動に利害関係を有する人（脚注2）

（脚注1）国籍、年齢等は問いません。

（脚注2）市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

#### 意見提出の方法

意見提出の様式は自由ですが、氏名、住所及び連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。

また、文章による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

- 1.持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）
- 2.郵送：〒284-8555 四街道市鹿渡無番地 四街道市役所保育課あて
- 3.FAX：043-424-2011
- 4.電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

上記様式をダウンロードの上、必要事項を記入してください。

記入後、上記リンクの電子申請フォームより様式を添付して提出することができます。

## 意見の検討結果の公表

令和4年6月下旬

意見提出された方への個別の回答は行いませんが、提出された意見の概要及び意見に対する市の考え方等を公表します。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。

Adobe  
Acrobat Reader

[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

④ 四街道市役所

[市役所への行き方](#)

[市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

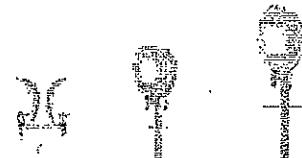
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒294-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



## 家屋の改修工事に伴う 固定資産税の減額措置

家屋（住宅）に耐震改修工事、バリアフリー改修工事、省エネ改修工事（窓の改修工事が必須）をした場合、固定資産税の減額措置制度があります。

工事終了後3ヶ月以内に関係書類を添付の上、申告してください。要件や内容などの詳細はお問い合わせください。

※必要書類などは、納税通知書に同封の「固定資産税・都市計画税のお知らせ」3ページ、または市ホームページをご覧ください

○ 課税課 ☎421-6117

## 4年度 県調理師試験

試験日………10月29日(土)

試験場所………幕張メッセ「国際展示場展示ホール4」「国際会議場」

願書の配布…4月11日～県印旛保健所（印旛健康福祉センター）と同保健所成田支所で配布

願書の受付…5月30日(月)～6月3日(金)に県印旛保健所へ書類一式を簡易書留で提出

○ 県印旛保健所（印旛健康福祉センター）  
地域保健課 ☎483-1134 (担当: 健康増進課)

## 疏器による害鳥（カラスなど）の駆除を実施

とき………6月1日(火)（天候などにより中止する場合、2日(木)・3日(金)に順延）

実施時間…日の出～正午

対象地域…市街地を除く農地周辺

※宅地などを除きます。対象地域の詳細は市ホームページでご確認ください

○ 産業振興課 ☎421-6133



## YOTSUKAIDO information

公募

### 市教育委員会委員を公募します

特色ある教育の実現に向け、広い視野と知見で教育について考えることができる熱意のある人を、教育委員会委員の候補者として募集します。詳しくは、公募要項をご覧ください。

#### 【応募要件】

①市内の小・中・高等学校に在学する児童、生徒の保護者で、市内に住所を有し、住民基本台帳に登録されている人

②4年6月15日現在、満25歳以上で、四街道市長の被選挙権を有する人

※破産者で復権を得ない人、禁固以上の刑に処せられた人は対象外

※教職、学校管理や教育行政の経験は不要

募集人数…1人

選考方法…第1次選考=申込書と課題論文

第2次選考=個人面接

応募方法…6月15日(水)（消印有効）までに応募申込書を人事課へ提出してください。（公募要項、応募申込書は5月16日(月)から配布、市ホームページでダウンロード可）

※資料の郵送を希望する人は、封筒の表に「教育委員応募申込書請求」と朱書きの上、同課へ郵送（返信用封筒（角2）に郵便番号・住所・氏名を記入し、120円切手を貼ったものを同封してください）

○ 人事課 ☎421-6105

## ハチの巣を発見したときはご相談ください

自宅などでハチの巣を発見したときは、次の連絡先までご相談ください。

※市では駆除の受託を行っておりません

▶ (公社) シルバー人材センター ☎497-5080

※巣の状況により対応できないことがあります

▶ 県害虫防除協同組合 ☎221-0064

○ 環境政策課 ☎421-6131



### 対象 四街道市保育所等における 保育に関する規則の一部

### 募集期間

5月13日(金)～6月13日(月)

### 担当課

保育課 ☎421-2238 FAX424-2011  
yhoiku@city.yotsukaido.chiba.jp

#### 【意見提出の対象者】

- ①市内在住・在勤・在学の人
- ②市内に事務所を有する個人、法人、その他の団体
- ③対象の行政活動に利害関係を有する人

#### 【資料の閲覧方法】

担当課窓口（平日のみ）、市ホームページから入手可

#### 【意見提出方法】

募集期間内に、意見書（様式は任意）に必要事項（住所・氏名・連絡先）を記入の上、担当課まで郵送、持参、FAXまたはメールで提出

※ご不明な点は担当課にお問い合わせください

意見募集

四街道市市民参加条例の規定に基づく意見提出手続の実施結果について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第7条第1号の意見提出手續を行ったので、条例第9条第5項及び四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公告する。

令和4年6月17日

四街道市長 鈴木 陽介



1 意見提出手續の対象

(1) 計画等の案の名称

四街道市保育所等における保育に関する規則改正案

(2) 計画等の案の内容

別紙のとおり

2 提出された意見の概要及びその意見に対する市の考え方

意見提出なし

3 意見提出手續を経て修正した内容

修正なし

4 その他

別紙（一部改正案）は、健康こども部保育課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ（<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>）に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

5 問合せ先

健康こども部保育課（TEL 043-421-2238）

[くらし](#)[子育て](#)[健康・福祉](#)[市政情報](#)[四街道の魅力](#)

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [今年度終了した市民参加手続](#) >

(意見提出手続) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(結果公表)

## (意見提出手續) 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(結果公表)

更新: 2022年6月17日

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集をしたところ、その結果は下記のとおりとなりましたので公表します。

### 意見の提出状況

- ・意見提出者数: 0人
- ・意見提出件数: 0件

### 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正に関する意見の募集(パブリックコメントの実施)

フルタイム共働きの増加や多様な働き方が広がっていること等を鑑み、保育所入所申込時における面接規定及び保育所等利用調整基準を改正する予定です。

つきましては、改正案を作成しましたので、広く皆様から意見を募集します。

意見の募集は終了しました。

### 対象の行政活動

四街道市保育所等における保育に関する規則の一部を改正する規則の制定

### 資料の閲覧・配布方法

- 窓口閲覧: 四街道市健康こども部保育課(四街道市役所1階10-1番窓口)
- 市ホームページ(以下からダウンロード)
  - 四街道市保育所等における保育に関する規則の一部改正について(PDF: 53KB)
  - (改正案) 四街道市保育所等における保育に関する規則(PDF: 122KB)
  - (新旧対照表) 四街道市保育所等における保育に関する規則(PDF: 145KB)
  - (現行) 四街道市保育所等における保育に関する規則(PDF: 147KB)

### 意見募集期間

令和4年5月13日(金曜)から6月13日(月曜)  
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分(土曜、日曜、祝日を除く。)

### 意見提出ができる人

- ・市内に住所を有する人(脚注1)
- ・市内に事務所等を有する個人及び法人その他の団体
- ・市内の事務所等に勤務する人
- ・市内の学校に勤務する人
- ・対象の行政活動に利害関係を有する人(脚注2)

※脚注1 国籍、年齢等は問いません。

※脚注2 市内に土地等を所有している人、市内の施設を利用している人等、対象の行政活動に利害関係がある人をいいます。

### 意見提出の方法

意見書(任意様式)に案件名、氏名、住所及び連絡先を明記のうえ、次のいずれかの方法により提出し

今年度終了した市民  
参加手続

(意見提出手續) 四街道市  
保育所等における保育に  
関する規則の一部改正に  
関する意見の募集(結果公表)

このページを見た人は  
こんなページも見ています

▶ 令和4年度市民参加手続の実  
施予定一覧

▶ 令和3年度市民参加手続の実  
施状況

▶ 令和2年度市民参加手続の実  
施状況

▶ 令和3年度市民参加手続の実  
施予定一覧

▶ 令和2年度市民参加手続の実  
施予定一覧

情報が  
見つからないときは

してください。

また、文書による提出が困難な人は、録音テープ、点字等の方法でも提出が可能です。

1.持参：四街道市健康こども部保育課（四街道市役所1階10-1番窓口）

2.郵送：〒284-8555四街道市鹿渡無番地四街道市役所保育課あて

3.FAX：043-424-2011

4.電子申請：ページ下部「お問い合わせ」のフォームメール又は保育課アドレス（以下のメール記載例を参考のこと）

[□ 意見書（参考資料）（ワード：24KB）](#)

[□ メール記載例（PDF：29KB）](#)

意見書様式（WORD）のダウンロードができます。

PDF形式のファイルを開くには、Adobe Acrobat Reader DC（旧Adobe Reader）が必要です。  
お持ちでない方は、Adobe社から無償でダウンロードできます。



[Adobe Acrobat Reader DCのダウンロードへ](#)

## お問い合わせ

健康こども部保育課

電話：043-421-2238（保育係）、043-379-5617（学童・幼稚園係）

[この担当課にメールを送る](#)

[▲ ページの先頭へ](#)

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

③ [四街道市役所](#)

[▶ 市役所への行き方](#)

[▶ 市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.





## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】健康こども部子育て支援課 子育て支援係

行政活動の名称	四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定				
概要	千葉県ひとり親家庭等医療費等助成事業実施要領の改正に伴い、県補助を受ける本市ひとり親家庭等の医療費助成について、規則で定める障害の程度を定める基準が追加されたため所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要領に基づいた対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従るべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要領と表現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年5月10日 公告第83号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年5月10日		
計画等決定時期 *2	R4年5月13日制定	行政活動実施時期 *3	R4年5月24日公布 R4年5月24日施行	実施段階(PDCA) *4	A

\*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載  
 \*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)  
 \*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)  
 \*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

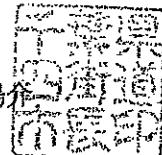
## 市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年5月10日

四街道市長 鈴木 陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

(詳細な理由)

法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要領に基づいた対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要領と表現を合わせる簡易な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

3 その他

上記については、

健康こども部子育て支援課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

健康こども部子育て支援課 (TEL 043-421-6124)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新: 2022年5月10日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を四街道市市民参加条例施行規則（平成19年規則第3号）第3条の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市ひとり親家庭等医療費等助成条例施行規則の一部を改正する規則の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

#### 詳細な理由

法令に基づくものでないものの、千葉県が定める要領に基づいた対応が必要であり、その方法に市の裁量はなく結果的に従うべき基準と同等とみなされること、また、改正を機に県要領と表現を合わせる簡単な変更を行うことから第2項第1号及び第3号に準じた第6号に該当するため。

### 参考条文

(市民参加条例第6条第2項抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

四街道市市民参加条例

四街道市市民参加条例施行規則

### お問い合わせ

健康こども部子育て支援課

電話: 043-421-6124 (子育て支援係) 043-388-8100 (家庭児童相談係)

[この担当課にメールを送る](#)

◀ ページの先頭へ

情報が  
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

◎ 四街道市役所

▶ 市役所への行き方

▶ 市へのお問い合わせ (組織案内)

開庁時間 8時30分～17時15分 (土曜・日曜・祝日・年末年始を除く)

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話: 043-421-2111(代表)



## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】環境経済部クリーンセンター 収集業務係

行政活動の名称	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定				
概要	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を「納付書方式」から「シール券方式」に移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すものであり、条例第6条第2項第5号「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。				
公表日(公告日)・ 公告番号	R4年8月8日 公告第180号	その他の公表 *1	市ホームページ R4年8月8日		
計画等決定時期 *2	R4年8月25日制定	行政活動実施時期 *3	R4年8月25日公布 R5年4月 1日施行	実施段階(PDCA) *4	A

\*1…公表した媒体(市ホームページ、市政だより等)と公表期日を記載  
 \*2…計画等を決定した日を記載(例:計画の策定日、条例の制定日)  
 \*3…行政活動の実施をした日を記載(例:計画の開始日、条例の公布・施行日。未実施の場合は予定日)  
 \*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定期階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】環境経済部クリーンセンター 収集業務係

## 行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定		
概要	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を「納付書方式」から「シール券方式」に移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すもの。		
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定期間	R4年9月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	A P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

## 市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。

## 市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

## 市民参加推進本部コメント

項目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

## 市民参加推進評価委員会コメント

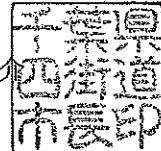
--

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年8月8日

四街道市長 鈴木陽介



1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

2 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すものであり、条例第6条第2項第5号「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。

3 その他

上記については、

環境経済部クリーンセンターの窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ (<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>) に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

環境経済部クリーンセンター (TEL 043-432-8527)

現在のページ [トップページ](#) [市政情報](#) [市政への参加](#) [市民参加](#) [市民参加手続の対象としない行政活動](#) [今年度](#)  
(市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

更新: 2022年8月8日

四街道市市民参加条例(平成19年条例第5号。以下「条例」という。)第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定

### 市民参加手續の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため

#### 詳細な理由

戸別収集に係る粗大ごみ処理手数料の納付方法を移行することに伴い、一部の品目手数料を見直すものであり、条例第6条第2項第5号「その他金銭の徴収に関するもの」に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)  
2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手續の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

■ [四街道市市民参加条例施行規則](#)

### お問い合わせ

環境経済部クリーンセンター

電話: 043-432-8527

[この担当課にメールを送る](#)

◀ [ページの先頭へ](#)

情報が  
見つからないときは

## 実施状況シート6【適用除外】

【担当課・係名】都市部建築課 審査指導係

行政活動の名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定				
概要	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の項を修正するもの及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであり、それ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。				
公告日 *1	R4年7月8日 公告第151号		その他の公表	市ホームページ R4年7月8日	
計画等決定時期 *2	R4年9月28日制定	行政活動実施時期 *3	R4年9月30日公布 R4年10月1日施行	実施数段階(PDCA) *4	A

\*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載  
 \*2…計画等を決定した日を記載  
 \*3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載)  
 \*4…当該行政活動の実施数段階を記載(P:構想段階・計画案策定期段階、D:実施数段階、C:評価段階、A:見直し段階)

市民参加推進本部コメント

適切である。

市民参加推進評価委員会コメント

## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 都市部建築課 審査指導係

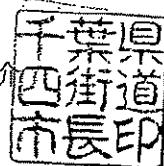
行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定			
概要	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定期間	R4年9月公布 R4年10月施行	実施段階(PDCA)	A	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由	建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の条ずれを修正するもの及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第2項1号及び第5号に該当するため。			
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手続 (第1号)				
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)				
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				
市民参加推進本部コメント				
項目	コメント			
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。			
その他	特になし。			
市民参加推進評価委員会コメント				

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年7月8日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定
- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

(詳細な理由)

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の項ずれを修正するもの及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

3 その他

上記については、  
都市部建築課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

4 問合せ先

都市部建築課 (TEL 043-421-6144)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#) >

(市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

更新: 2022年7月8日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市手数料条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

#### 詳細な理由

建築基準法及び長期優良住宅の普及の促進に関する法律の一部改正に伴い、引用条文の項ずれを修正するもの及び長期優良住宅維持保全計画の認定申請に係る手数料を新設するもので、軽易なもの及びその他金銭の徴収に関するものであり、それぞれ第6条第2項第1号及び第5号に該当するため。

### 参照条文

#### (市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

■ [四街道市市民参加条例](#)

### お問い合わせ

都市部建築課

電話: 043-421-6144・6147

この担当課にメールを送る

▲ [ページの先頭へ](#)

情報が  
見つからないときは

[リンク集](#) | [個人情報保護について](#) | [このサイトについて](#)

◎ [四街道市役所](#)

▶ [市役所への行き方](#)

▶ [市へのお問い合わせ（組織案内）](#)

開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

実施予定審査期日

資料 No.5

R4.7.12 資料 No.18

## 実施状況シート 6 【適用除外】

【担当課・係名】上下水道部経営業務課 財務経営係

行政活動の名称	四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定				
概要	収入の減少及び費用の増加による経営状況の変化により、損益計算書上で赤字が発生する見込みであることに伴い、令和5年4月1日より下水道使用料の改定を行うもの。				
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input checked="" type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)				
詳しい理由	経営状況の変化に伴い下水道使用料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、第2項第5号に該当するため。				
公告日 *1	R4年7月29日 上下水道部公告第32号	その他の公表	市ホームページ R4年7月29日		
計画等決定時期 *2	R4年9月28日 制定	行政活動実施時期 *3	R4年9月30日 公布 R5年4月1日 施行	実施段階(PDCA) *4	A

\*1…条例第6条第3項の規定による公表期日を記載  
 \*2…計画等を決定した日を記載  
 \*3…行政活動の実施をした日を記載(未実施の場合は、予定日を記載)  
 \*4…当該行政活動の実施段階を記載(P:構想段階・計画案策定期段階、D:実施段階、C:評価段階、A:見直し段階)

## 市民参加推進本部コメント

適切である。

## 市民参加推進評価委員会コメント

四街道市市民参加条例の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動  
の公表について

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号。以下「条例」という。）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表する。

令和4年7月29日

四街道市長 鈴木 陽介



- 1 市民参加手続の対象としない行政活動の名称  
四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

- 2 市民参加手続の対象としない理由  
条例第6条第2項第5号に該当するため。

(詳細な理由)

経営状況の変化に伴い下水道使用料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

- 3 その他

上記については、

上下水道部経営業務課の窓口で閲覧に供するとともに、四街道市ホームページ  
(<http://www.city.yotsukaido.chiba.jp/>)に掲載する。

なお、窓口での閲覧は、土曜日、日曜日、及び祝日を除く8時30分から17時15分までとする。

- 4 問合せ先

上下水道部経営業務課 (TEL 043-421-3683)



くらし

子育て

健康・福祉

市政情報

四街道の魅力

現在のページ [トップページ](#) > [市政情報](#) > [市政への参加](#) > [市民参加](#) > [市民参加手続の対象としない行政活動](#) > [今年度](#)

(市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

## (市民参加手続の適用除外) 四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

更新: 2022年7月29日

四街道市市民参加条例（平成19年条例第5号）第6条第2項の規定に基づく市民参加手続の対象としない行政活動を同条第3項の規定により公表します。

### 市民参加手続の対象としない行政活動の名称

四街道市下水道条例の一部を改正する条例の制定

### 市民参加手続の対象としない理由

条例第6条第2項第5号に該当するため。

#### 詳細な理由

経営状況の変化に伴い下水道使用料の改定を行うもので、その他金銭の徴収に関するものであることから、条例第6条第2項第5号に該当するため。

### 参照条文

(市民参加条例第6条第2項 抜粋)

2.前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、市民参加手続の対象としないことができる。

- (1) 軽易なもの
- (2) 緊急に行わなければならないもの
- (3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの
- (4) 市の機関内部の事務処理に関するもの
- (5) 市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの
- (6) その他前各号に準ずるもの

④ [四街道市市民参加条例](#)

### お問い合わせ

上下水道部 経営業務課

電話: 043-421-3683

この担当課にメールを送る

▲ [ページの先頭へ](#)

情報が  
見つからないときは

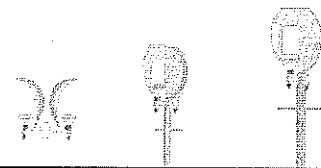
開庁時間 8時30分～17時15分（土曜・日曜・祝日・年末年始を除く）

〒284-8555 千葉県四街道市鹿渡無番地

電話：043-421-2111(代表)

法人番号6000020122289

Copyright © Yotsukaido City. All rights reserved.



市民参加手続実施予定シート(変更後)

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)				
名称	四街道市総合計画の策定			
概要	四街道市総合計画(基本構想:平成26~令和5年度・後期基本計画:令和元~5年度)の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠(条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定期間	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	P P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠(条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手続の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手続(第1号)	新たな総合計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R5年度
意見交換会手続(第2号)	新たな総合計画(案)に係るタウンミーティング	骨子案段階での計画説明と市民意見の聴取のため	市民等	R5年度
審議会等手続(第3号)	総合計画審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員14名(うち公募委員3名)	R3~5年度
市民会議手続(第4号)	新たな総合計画(案)に係る市民会議	計画等策定における基礎資料として、会議形式により市民意見・意向を聴取するため	市民等	R4年11月
その他の方法(第5号)	市民意識調査	計画等作成のための基礎資料として市民意識を把握するため	無作為抽出市民3,000人	R3年10月
その他の方法(第5号)	オンラインによる市長との意見交換会「市長とよびとーく~聞かせてくださいあなたの想い~」	計画等作成のための基礎資料として市民意見を聴取するため	市民等	R4年8月
その他の方法(第5号)	若者、子育て世帯向けアンケートの実施	計画等作成のための基礎資料として市民意識を把握するため	無作為抽出15歳~49歳の市民3,000人	R4年8月
その他の方法(第5号)	アイディア募集	計画等作成のための基礎資料として新たな施策や取組を聴取するため	市民等	R5年1月~3月

規定の市民参加手続を実施しない場合の理由	
市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。
市民参加推進評価委員会コメント	

## 参考

実施予定シート（変更前）  
審査期日 R3.3.16 資料 No.12

## 市民参加手続実施予定シート（変更前）

【担当課・係名】 経営企画部政策推進課 企画係

## 行政活動（計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等）

名称	四街道市総合計画の策定			
概要	四街道市総合計画（基本構想：平成26～令和5年度・後期基本計画：令和元～5年度）の計画期間が令和5年度に最終年度を迎えることから、令和6年度以降を計画期間とする新たな総合計画を策定するもの。			
市民参加手続の対象とする根拠（条例第6条）	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号（市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更） <input type="checkbox"/> 第1項第2号（市の基本方針を定める条例の制定・改廃） <input type="checkbox"/> 第1項第3号（市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃） <input type="checkbox"/> 第1項第4号（大規模な市の施設の設置計画の策定・変更） <input type="checkbox"/> 第1項第5号（市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃） <input type="checkbox"/> 第1項第6号（行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃） <input type="checkbox"/> 第4項 （上記以外の行政活動）			
行政活動実施予定期間	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	P P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階	
市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合				
実施しない根拠（条例第6条第2項）	<input type="checkbox"/> 第1号（軽易なもの） <input type="checkbox"/> 第2号（緊急に行わなければならないもの） <input type="checkbox"/> 第3号（法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの） <input type="checkbox"/> 第4号（市の機関内部の事務処理に関するもの） <input type="checkbox"/> 第5号（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの） <input type="checkbox"/> 第6号（その他前各号に準ずるもの）			
詳しい理由				
市民参加手続の実施（条例第7条第1項）				
市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手続（第1号）	新たな総合計画（案）に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意識の聴取のため	市民等	R5年度
意見交換会手続（第2号）				
審議会等手続（第3号）	総合計画審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員14名（うち公募委員3名）	R3～5年度
市民会議手続（第4号）				
その他の方法（第5号）	アンケート調査	計画等作成のための基礎資料として意識を把握するため	無作為抽出市民 3,000人	R3年10月
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

## 市民参加推進本部コメント

項目	コメント
実施方法、実施時期（方法、時期の適切さ）	適切である。
その他	特になし。

## 市民参加推進評価委員会コメント

適切である。



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】 経営企画部財政課 行革推進室

行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	第9次四街道市行財政改革推進計画の策定(令和6年度～令和10年度)			
概要	厳しい財政状況を改善し、将来にわたり持続可能な財政基盤を確立するため、行財政改革を推進する具体的な施策、改革項目等について定める第9次四街道市行財政改革推進計画を策定するもの。(現計画期間令和元～5年度／今回計画期間令和6～10年度)			
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input checked="" type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)			
行政活動実施予定期間	R6年3月策定 R6年4月開始	実施段階(PDCA)	P	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階
市民参加手續の対象であるが市民参加手續を実施しない場合				
実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)			
詳しい理由				
市民参加手續の実施(条例第7条第1項)				
市民参加手續名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手續 (第1号)	第9次四街道市行財政改革推進計画(案)に係るパブリックコメント	計画案最終段階での市民意見の聴取のため	市民等	R5年10月
意見交換会手續 (第2号)				
審議会等手續 (第3号)	四街道市行財政改革審議会	計画等策定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員10名 (うち公募委員3名)	R4年10月～ R5年8月
市民会議手續 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手續を実施しない場合の理由				

市民参加推進本部コメント	
項目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

市民参加推進評価委員会コメント	



## 市民参加手続実施予定シート

【担当課・係名】総務部自治振興課 交通防犯係

## 行政活動(計画の策定・変更、条例の制定・改廃、制度の導入・改廃等)

名称	四街道市犯罪被害者等支援条例の制定		
概要	市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明確にするとともに、犯罪被害者等を支援するための施策の基本となる事項を定めるもの。		
市民参加手続の対象とする根拠 (条例第6条)	<input type="checkbox"/> 第1項第1号(市の基本構想、基本計画などの計画の策定・変更) <input checked="" type="checkbox"/> 第1項第2号(市の基本方針を定める条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第3号(市民等の権利義務に関する条例の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第4号(大規模な市の施設の設置計画の策定・変更) <input type="checkbox"/> 第1項第5号(市民生活に重大な影響を及ぼす制度の導入・改廃) <input type="checkbox"/> 第1項第6号(行政手続条例に規定する審査基準等の制定・改廃) <input type="checkbox"/> 第4項 (上記以外の行政活動)		
行政活動実施予定期間	R5年3月公布 R5年4月施行	実施段階(PDCA)	P:構想段階・計画案策定段階、D:実施段階 C:評価段階、A:見直し段階

## 市民参加手続の対象であるが市民参加手続を実施しない場合

実施しない根拠 (条例第6条第2項)	<input type="checkbox"/> 第1号(軽易なもの) <input type="checkbox"/> 第2号(緊急に行わなければならないもの) <input type="checkbox"/> 第3号(法令の規定により実施の基準が定められており、その基準に基づいて行うもの) <input type="checkbox"/> 第4号(市の機関内部の事務処理に関するもの) <input type="checkbox"/> 第5号(市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するもの) <input type="checkbox"/> 第6号(その他前各号に準ずるもの)
詳しい理由	

## 市民参加手続の実施(条例第7条第1項)

市民参加手続名称	方法名・会議名	この方法を実施する目的	対象者(数)	実施予定期間
意見提出手続 (第1号)	条例制定に係るパブリックコメント	条例の制定に伴い、市民意見の聴取のため	市民等	R4年11月
意見交換会手続 (第2号)				
審議会等手続 (第3号)	四街道市安全で安心なまちづくり協議会	条例の制定に関する一連の審議により意見を聴取するため	委員15名 (うち公募委員3名)	R4年8月
市民会議手続 (第4号)				
その他の方法 (第5号)				
規定の市民参加手続を実施しない場合の理由				

## 市民参加推進本部コメント

項目	コメント
実施方法、実施時期 (方法、時期の適切さ)	適切である。
その他	特になし。

## 市民参加推進評価委員会コメント

--